

社会福祉法人

ボイス

役員報酬等規程

-社会福祉法人・ボイス-

役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ボイス（以下「法人」）という。定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事、監事、評議員及び選任・解任委員を含めて役員等という。
- (2) 報酬等とは、定款例第8条及び第21条で定める、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員等が受けとる財産上の利益であって、その名称を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む）交通費等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給と方法)

第3条 役員等に対しては、業務執行の対価として、第4条のとおり報酬等を支給することができる。ただし当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 支給の方法は、各会議に出席時、通貨にて支給するものとする。

(報酬等の基準及び総額)

第4条 各役員等の会議出席に対して日額5,200円を支給し、各年度の総額は30万円を超えないものとする。

(費用弁償)

第5条 理事長が承認した法人業務の執行等による主張に要する費用は、別に定める当法人の旅費出張規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給することができる。
- 3 前項に掲げる費用について、当法人が運営する施設の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては支給しない。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程を改正する時は、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成30年5月26日一部改正

平成30年6月17日評議員会承認

この規程は、平成30年4月1日から遡及適用施行する。

平成31年3月23日一部改正

この規程は、平成31年度定時評議員会承認後、平成31年3月23日から遡及適用する。